

## 今後の鯨類捕獲調査の実施方針についての農林水産大臣談話

平成二十六年四月十八日

国際司法裁判所「南極における捕鯨」訴訟判決を受け、我が国は、国際法及び科学的根拠に基づき、鯨類資源の保存・管理に真摯に取り組む立場から、今後の我が国の捕鯨政策の在り方を検討した結果、以下のとおりとすることとしました。

### 一 基本方針

判決は、国際捕鯨取締条約の目的の一つが、鯨類資源の持続可能な利用であることを確認しています。これを踏まえ、我が国は、今後とも関係府省連携の下、国際法及び科学的根拠に基づき、鯨類資源管理に不可欠な科学的情報を収集するための鯨類捕獲調査を実施し、商業捕鯨の再開を目指すという基本方針を堅持します。

### 二 平成二十七年度以降の鯨類捕獲調査について

平成二十七年度以降の南極海及び北西太平洋の鯨類捕獲調査については、本年秋ごろまでに、判決で示された基準を反映させた新たな調査計画を国際捕鯨委員会科学委員会へ提出すべく、関係府省連

携の下、全力で検討を進めます。その際、内外の著名な科学者の参加を得るとともに、国際捕鯨委員会科学委員会のワークショップでの議論、他の関連する調査との連携等により、国際的に開かれた透明性の高いプロセスを確保します。

また、国際司法裁判所も「遺憾な妨害活動」と判示した反捕鯨団体による不法な暴力行為については、調査船団並びに調査員及び船員の安全を確保する観点から、関係府省連携の下、新たな調査計画に合わせた対応策を然るべく検討します。

### 三 平成二十六年年度の鯨類捕獲調査について

(一) 南極海においては、判決に従い、第二期南極海鯨類捕獲調査（JARPA II）を取り止めます。

(二) 北西太平洋鯨類捕獲調査においては、第二期北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPN II）について、判決に照らし、調査目的を限定するなどして規模を縮小して実施します。

(三) なお、平成二十七年度の調査計画の策定を踏まえつつ、判決の趣旨も考慮し、北西太平洋におけるDNAの採取などの非致命的調査の実行可能性に関する検証の実施など、必要な対応策を講じます。